

morimoto report Vol.44 2022・Feb.

医療法人橘会 東住吉森本病院 地域医療連携センターだより

発行者：寺柿 政和 / 事務局：地域医療連携センター・広報室

http://www.tachibana-med.or.jp/ 〒546-0014 大阪市東住吉区鷹合3丁目2番66号 TEL:06-6606-0010（代表）Fax:06-6606-0055

【院長挨拶】

COVID-19 感染も足掛け 3 年となりました。昨年の今頃は病棟閉鎖で暮れも正月もない状況でした。昨年 10 月以降新規陽性者は減っていましたが、デルタ株から感染力の強いオミクロン株に移行していくとともに 1 月 10 日前後から陽性者は急増しています。今後の感染状況は不透明で、3 回目のワクチン接種とともに、マスク・手洗い・3 密回避の基本的な感染防止策は引き続き続けねばならないようです。



2022 年はいよいよ「with コロナ」から「after コロナ」に移行して行かねばならない時期に入りました。もちろん COVID-19 感染が消えて無くなるわけではなく、その感染状況には注意しなければなりませんが、一方でそちらに引っ張られ過ぎることは避けねばなりません。より一歩通常の感染症に近づくという認識でしょうか。これまでの経験と最新の知識に基づいて、感染拡大防止と社会活動の維持を両立させるべく、適確に対応していくことが求められます。

来るべき 2025 年の地域医療提供体制の整備に向け、地域の病院としていざという時に信頼される病院になるようこれからも一層努力してまいります。

寺柿 政和

【地域医療連携センター長就任の挨拶】

看護師をしていたひとつ違いの妹が皮膚癌で亡くなったのは、私が消化器外科医だった 33 歳の時でした。その時の悲しみと無力感は言葉に言い表せません。治せない病気があるのならば、せめて自分が望む医療や介護を自分が望む場所で受けられるような社会に変えて、「がん難民」を少しでも減らす事が妹から託された使命だと感じました。そしてこの度、地域医療連携センター長に任命されたことは天命であると身の引き締まる思いです。



①医療必要度に応じた医療や介護を、②患者が望む療養場所で提供する。この二つの命題を同時に叶えるには、4つの立場（「患者本人」「家族」「在宅療養を支える医療・介護者」「病院」）からの視点が必要と考えます。先日実施した在宅支援者へのアンケートの結果でも、その4つの立場に共通するキーワードは「不安」の 2 文字でした。家で療養する時代から、病院で最期を迎える事が当たり前の時代を経て、地域で包括的に患者を守る事が推奨される時代になった今でも未だに「不安」が溢れているのです。そして、その「不安」の内容も見えました。ひとつ目は、医療や介護に対する本人の希望、説明内容、病状、治療歴、今後の治療方針や予測などの情報が、4 者の間で共有ができていないという不安、ふたつ目は緊急時に迅速な対応が受けられないという不安でした。

そこで我々は、当院の強みである救急医療を生かして緊急時のバックアップ体制を更に強め、地域医療連携センターが大阪南部地区の情報をマネージメントして4 者間での情報共有の中心的な役割を担っていきます。地域医療の「東住吉モデル」を作り上げて全国に発信し、「医療・介護難民」を減らしていきたいと思います。その為には、4 者間での信頼が必要です。「この地域で医療・介護が受けられて安心。ここに住んでて良かった。」と人々に思って頂けるような地域を、患者、家族、地域医療を支える皆様と一緒につくっていきたいと思います。ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

坂上前部長の定年退職に伴い、2021年11月1日より循環器内科部長を拝命しました宮崎知奈美と申します。平成9年に大阪市立大学医学部を卒業後、大阪市立大学循環器内科（旧：第一内科）に入局、市中病院で診療に従事した後、2003年より5年間米国メイヨークリニックの心エコーラボに留学し臨床研究を行ってきました。帰国後の2008年から東住吉森本病院循環器内科に勤務させていただいているです。



通常、循環器内科のトップは心臓カテーテル治療など侵襲的治療を専門にしている男性が多いですが、私は心エコーを専門にしており、このような人間が部長職をいただくのは珍しいと思われます。一般市中病院では心エコー検査は技師に丸投げで軽視されがちですが、心エコーは診断の入口でありながらも誰がどのように行いどう解釈するかによって結論が大きく変わってしまう検査でもあります。さらに高齢化の昨今、昔のようにインバーベンションや外科手術の適応を単純には決められなくなってきており、個々の病態に応じた治療適応の見極めがより重要となってきています。心臓カテーテル治療、不整脈のアブレーション、ペースメーカー植え込み、下肢動脈血管内治療など裏的治療を行うチームを舞台裏から支える黒子として、日々協働して診療に当たっています。

11月より当科は総勢6名と小ぶりな所帯となっていましたが、少数ながらも丁寧な診療で患者様から信頼されるスタッフが揃っています。東住吉区で唯一のカテーテル治療のできる循環器内科として、大きな病院にはない機動力を活かしつつ、微力ながら地域の皆様に貢献していくべきだと思っております。ご指導のほど宜しくお願い申し上げます。

【連載 no.26】緩和ケア病棟の日常

緩和ケア病棟 師長 江口 由紀

昨年12月10日からweb公開されている【第10回大阪市南部地区医療講演会】で、緩和ケア病棟副主任の大原から話題提供があった「緩和ケア病棟の日常」についてご覧になったでしょうか？病棟内の出入りが自由にできなくなった今、少しでも病棟の日常が伝われば幸いです。今回は、講演でお伝えしている一部を紹介します。

緩和ケア病棟は一般病棟と同様、起床から消灯までの患者様の一日の流れは大きく変わりませんが、ひだまり食の提供や季節のイベント、アロマトリートメント等の非薬物療法の手厚さが特徴のひとつになります。コロナ禍でイベントは縮小しましたが、看護師が中心となり十分な感染対策を実施しながら継続しています。ご家族の皆様の参加は困難ですので、事前に相談し患者様へのお手紙や写真を準備していただくなど、少しでもご家族とのつながりを感じられるように工夫をしています。また、面会禁止が長期化しているため、皆様の不安や心配などを少しでも和らげる目的で「面会トリアージ」と「オンライン面会」を整備しました。面会トリアージとは、PPIの予後予測を使用し主治医と相談をしながら、赤、黄、緑のレベルに分け一人一人の患者様の面会回数等を検討する取り組みです。

これらの詳細は、【第10回大阪市南部地区医療講演会】をご覧になっていただけると確認できます。添付しているQRコードから閲覧可能です。

今後も、がん患者様達のつらさを専門的に和らげる緩和ケア病棟をどうぞご利用ください。



看護部 大原 美穂

「当院における緩和ケア
～緩和ケア病棟の日常～」

【連載 no.25】感染防止効果を高める環境清掃のポイント

感染防止対策室 室長 萩田 千歌

新型コロナウイルス感染症の流行が拡大しています。これまでの様々な経験を通じ、以前ほどの恐怖感やパニックを引き起こすことは少なくなりましたが、様々な医療機関や介護施設でクラスターが起こっていることも事実であり、改めて「感染を防ぐ」ことの難しさを感じます。新型コロナウイルス感染症の予防策として適切な手指衛生や正しい個人防護具の着脱、環境の清掃など日常から行っている基本的な手技が「感染を防ぐ」大きな武器となることが分かっています。本日は、新型コロナウイルス感染症を防ぐための効果的な環境清掃のポイントについてお話しします。

■新型コロナウイルス感染症 清掃のポイント

1) 手がよく触れる場所（コンタクトポイント）を中心に清掃を行う

手が良く触れる場所は汚染することが多いので、優先的にコンタクトポイントの環境表面を清掃しましょう。

- ・手すり、ドアノブ、スイッチ類、リモコン類、オーバーテーブル、床頭台、ベッド柵 など

2) 常に一方通行で清掃を行う

清掃の基本は「上から下へ」「奥から手前へ」「綺麗なところから汚れたところへ」清拭するようにしましょう。

「S」の字を書くように、一方向に清拭することで汚染を広げることなく清掃することができます。

清掃クロスが汚染したり、途中で乾燥してしまった場合は新しいものに交換しましょう。

3) 適切な消毒薬を選択し、消毒薬の管理を適切に行う

環境表面の清拭清掃ではアルコール（70-90%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）の使用を推奨します。消毒薬を含んだ清掃用クロスなども発売されており、簡便に使用することができます。

また、次亜塩素酸ナトリウムを使用する場合は取り扱いに十分注意しましょう。

次亜塩素酸ナトリウムの取り扱い

- ・目や肌への影響があるため、手袋を着用して取り扱いを行う。
- ・金属が腐食することがあるため、次亜塩素酸ナトリウム清拭の後に水拭きを行う。
- ・薬液の変性を避けるため遮光された容器を使用し24時間を目安に交換する。

当院では感染対策に関する質問をお受けしております。

新型コロナウイルス感染症、その他の感染症の感染対策について感染管理認定看護師がお答えいたします。

お気軽にお問合せください。

ご質問・お問い合わせ：✉ infection@tachibana-med.or.jp

【連載 no.03】地域のいろどり

地域医療連絡室 係長 杉井 健祐

『地域のいろどり』では、院内に関わらずこの地域の彩り（いろどり）ある社会資源をお伝えしていきます。

■「見守り相談室」をご存知ですか？

大阪市では誰もが安心に暮らせる地域社会の実現に向けて、平成27年度より各区の社会福祉協議会内に、コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)を配置した「見守り相談室」を設置しています。

東住吉区には、6名のCSWが在籍され、サポートを必要としているにも関わらず、介護保険等の公的サービスに繋がらずに、社会的に孤立してしまっている地域住民に対して、自宅訪問しサービスにつなげたり、見守り体制を構築しておられます。

ぜひ診療・支援の中で、「あれ！？この人、大丈夫かな？」と思われたら、まずは「見守り相談室」にお声かをしてみてください。

※『つながる地域の輪』で東住吉区見守り相談室の溝渕さん・森さんにインタビューしております。ぜひご視聴ください。



【連載 no.05】For safe medical care ~医療法第19条 応召義務~

コロナ禍で多くの医療機関が感染対策や検査法の問題で「発熱患者が診れない」事態に陥りました。中には「応召義務違反ではないか」と声を上げた患者さんもおられたようです。1948年施行の医師法第19条では、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければこれを拒んではならない」と定められています。病める者が診察を求めたら診察すべきであるという内容です。この「正当な事由がなければ」の定義が曖昧でコロナ禍に於いて様々な意見がありました。

2019年12月には応召義務の考え方について、整理・統合が図られ厚生労働省から通知が出されています。1948年と現代では医療体制が大きく違い、働き方改革や専門的な高度医療の体制整備により「応召義務違反となる正当な事由」について明文化されました。「正当な事由」とは---①時間内であるが緊急対応が困難な場合、②緊急対応が必要だが時間外である、③患者の迷惑行為、④患者が医療費不払いである---の4項目です。

発熱がある場合は当然診察すべきですが困難な場合は「必要な処置を行った上で、救急対応の可能な病院等の医療機関に対応を依頼するのが望ましい」と一文付け加えられています。専門機関の紹介や受診方法を患者さんに伝えることでトラブル回避につながります。

医療安全管理室 石津 真由美

【日総研主催第7回接遇大賞、第21回大阪病院学会優秀賞 受賞】

【日総研主催第7回接遇大賞】

当院5階南病棟が標記の賞を受賞しました。テーマはコロナ禍の接遇で、アマビエサロンを設置し、緩和ケア科長のメンタルサポート、患者さんへの退院おめでとうカードなどの活動が評価されました。同大賞は全国で3施設受賞し、2022年3月21日に表彰式と取り組み事例報告、2022年5月～7月に日総研出版の書籍で取り組み事例が掲載されます。

【第21回大阪病院学会優秀賞】

2021年12月6日上記学会にて当院放射線科スタッフの演題「MRI安全管理ファイルの運用について」が優秀賞を受賞しました。MRIの安全管理において患者さんの利便性、スタッフの業務効率性の両面から取り組んだ活動内容です。発表内容は、大阪病院学会ホームページ>優秀演題一覧にて公開されております。

【JCEPによる臨床研修機能評価の認定を更新】

2019年11月にNPO法人卒後臨床研修評価機構による臨床研修機能評価を受審いたしました。本受審は4年に1回のもので、臨床研修病院は第三者の評価を受けることが望ましいとされ、大阪で約35病院、全国で290病院余りが認定されています。昨年10月は更新書面調査の年となり、【有効期間 2022年1月1日～2023年12月31日】の認定証に更新されました。次回1年後の訪問調査へ向け取り組んでいきたいと思います。



■ 病院理念 ■

1. 患者さんの立場に立った、対話のある医療を提供するために努力します。
2. 地域医療施設との連携を深め、地域医療に貢献するために努力します。
3. より良い患者サービスをするために、働きがいのある職場環境の改善・維持に努めます。

■ 基本方針 ■

1. 「患者参加型」の安全で質の高い医療を提供します。
2. 地域完結型の医療サービスを提供します。
3. 地域の予防医療の啓蒙に貢献します。
4. 自己実現が出来る職場環境の確保を目指します。

■ 患者の権利 ■

1. 個人の尊厳の保持
2. 良質な医療を平等に受ける権利
3. 十分な説明を受ける権利
4. 検査・治療を自ら決定する権利
5. 医療について知る権利
6. プライバシーの保護
7. セカンドオピニオンを受ける権利

東住吉森本病院 地域医療連携センター

診察・検査・入院のご依頼、その他お問い合わせ

(地域医療機関・施設さま専用)

メールアドレス : m_chiiki@tachibana-med.or.jp

電話 : 0120-65-0343 FAX : 0120-10-5260

【受付時間】 平 日 9:00～20:00

土曜日 9:00～17:00

地域医療連携センター長 大場 一輝